

## 届出が必要な行為及び規模 (法第 16 条第 1 項) を要する行為 (比較表)

届出対象行為		長野県条例 一般地域 (かっこは重点地域)	白馬村案	備考
建築物	① 新築・増築・改築・移転	高さ 13m を超えるもの又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの (高さ 13m を超えるものもの又は床面積 20 m <sup>2</sup> を超えるもの)	建築基準法第 6 条に定める建築確認を要するもの、都市計画区域外は床面積 10 m <sup>2</sup> を超えるもの	大方の建築行為を把握する
	② 外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更	変更に係る面積が 400 m <sup>2</sup> を超えるもの (変更に係る面積が 25 m <sup>2</sup> を超えるもの)	変更に係る面積が 25 m <sup>2</sup> を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	③ 索道類、プラント類、貯蔵施設類、処理施設類※1	高さ 13m を超えるもの又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの (高さ 13m を超えるもの 又は築造面積 20 m <sup>2</sup> を超えるもの)	高さ 8m を超えるもの又は築造面積 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
		④ 電気供給施設・通信等施設※2	高さ 20m を超えるもの (高さ 8m を超えるもの)	高さ 8m を超えるもの
		⑤ 太陽光発電施設 (一団の土地又は水面に設置されるもの) の建設等※3	太陽電池モジュールの築造面積の合計 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの (太陽電池モジュールの築造面積の合計 20 m <sup>2</sup> を超えるもの)	太陽電池モジュールの築造面積の合計 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
		⑥ ③⑤以外の工作物	高さ 13m を超えるもの (高さ 5m を超えるもの)	高さ 5m を超えるもの
⑦ 土石の採取又は鉱物の掘採	面積 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ 3m をかつ長さ 30m を超えるもの (面積 300 m <sup>2</sup> を超えるもの又は 生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの)	面積 300 m <sup>2</sup> を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの	県重点地域の届出行為対象を全域に広げる	
⑧ 土地の形質の変更※4				
⑨ 屋外における物件の堆積※5	高さ 3m を超えるもの又は面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの (高さ 3m を超えるもの又は 面積 100 m <sup>2</sup> を超えるもの)	高さ 3m を超えるもの又は面積 100 m <sup>2</sup> を超えるもの		
⑩ ①から⑥までの建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠※6	面積 25 m <sup>2</sup> を超えるもの (面積 3 m <sup>2</sup> を超えるもの)	面積 3 m <sup>2</sup> を超えるもの		

※1 プラント類:コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

貯蔵施設類:飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 処理施設類:汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気供給施設・通信等施設:電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

※3 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(2)建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」に該当

※4 土地の形質の変更:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び、景観法施行令第4条第1号に規定する土地の形質の変更(土砂の採取又は鉱物の採掘を除く)

※5 土砂、廃棄物、資材等が高く積み重なった状態をいう

※6 営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く